

秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第 1 号

秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年秋田市公平委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第28条の 4 又は第28条の 5 の規定に基づく」を
「第22条の 4 第 1 項の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定による採用は、改正後の秋田市職員からの苦情相談に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する法第22条の 4 第 1 項の規定による採用とみなす。